

屋外広告物許可申請の手引き

奈良県 田原本町

目 次

I	はじめに	3
II	定義	3
	1. 屋外広告物とは	3
III	広告物などの制限	4
	1. 禁止広告物	4
	2. 禁止物件	4
	3. 規制地域	5
	3-1. 禁止地域	5
	3-2. 許可地域	5
	3-3. 規制地域	6
IV	許可の基準(共通の基準)	7
	1. 美観上の基準	7
	2. 危害防止上の基準	8
V	許可の基準(種類別の基準)	9
	1. 屋上広告物またはこれを掲出する物件	9
	2. 軒下広告物またはこれを掲出する物件	13
	2-1. 壁面に表示・掲出するもの	13
	2-2. 壁面から突出して表示・掲出するもの	14
	3. へい及びかき広告物またはこれを掲出する物件	15
	4. 広告塔及び建植広告物またはこれらを掲出する物件	16
	4-1. 共通の基準	16
	4-2. 広告塔またはこれらを掲出する物件	17
	4-3. 建植広告物またはこれらを掲出する物件	17
	5. 電柱広告物	18
	6. アーチ広告物	19
	7. 気球広告物またはこれを掲出する物件	20
	8. 広告幕(懸垂幕、旗、のぼり等)またはこれらを掲出する物件	21
	9. 立て看板、はり札、はり紙	22
VI	許可を受けずに表示できる広告物	23
	1. 適用除外	23
	1-1. 禁止地域、禁止物件、許可地域において、許可を受けずに掲出できる広告物	23
	1-2. 禁止地域、許可地域において、許可を受けずに掲出できる広告物	24
	1-3. 許可地域において、許可を受けずに掲出できる広告物	24
VII	許可の手続き	25
	1. 許可申請の流れ	25
	2. 許可申請に必要な書類	26

VIII	許可の手数料と許可期間	27
IX	表示する者の義務と罰則	28
	1. 表示する者の義務	28
	1-1. 許可の表示	28
	1-2. 管理の義務	28
	1-3. 撤去の義務	28
	2. 罰則の適用	28
X	屋外広告物業について	28
	1. 屋外広告物業の登録	28
	2. 業務主任者の選任義務	28

I はじめに

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置や維持並びに屋外広告業については、「屋外広告物法」、「奈良県屋外広告物条例」等により、必要な規制が定められています。規定を守り、良好な景観の形成、風致の維持、又は公衆に対する危害の防止に努めましょう。

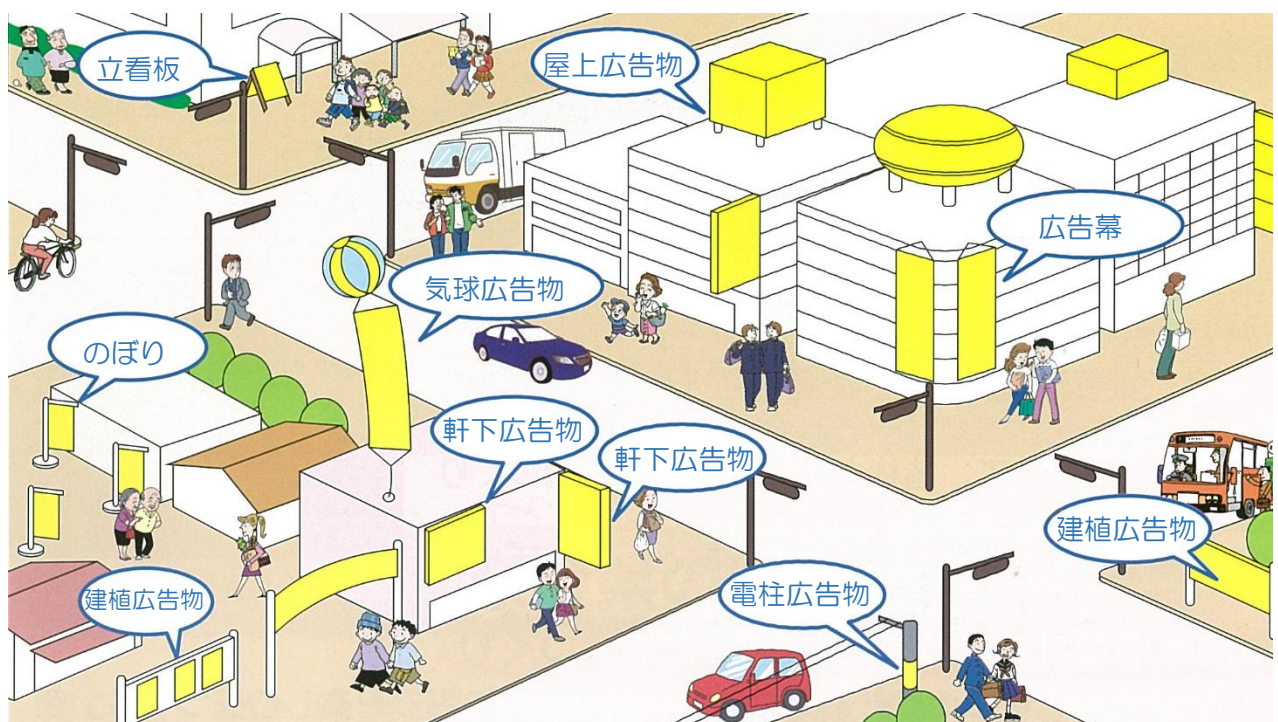
II 定義

1. 屋外広告物とは

屋外広告物（以下「広告物」という。）とは、営利・非営利を問わず、以下4つの要件をすべて満たすものをいいます。

- 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- 屋外で表示されるもの
- 公衆に対して表示されるもの
- 看板、立看板、はり紙及びはり札、広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出、表示されたもの並びにこれらに類するもの

【 広告物の一例 】



Ⅲ 広告物などの制限

1. 禁止広告物

次の広告物および屋外広告物を掲出する物件（以下、「掲出物件」という。）は、どんな場合にも、表示・設置することができません。

- 形状、面積、色彩、意匠その他の表示の方法が著しく美観風致を害するおそれのあるもの
- 公衆に対して危害を及ぼすおそれのあるもの

2. 禁止物件

次の物件には、地域や広告物、掲出物件の種類に関係なく、表示・設置することができません。

- 橋梁、トンネル、高架構造、分離帯
- 街路樹、路傍樹
- 郵便ポスト、公衆電話ボックス、公衆便所、道路標識、道路反射鏡、道路上のさく、駒止め、信号機
- 銅像、記念碑
- 建造物（文化財保護法、奈良県文化財保護条例、田原本町文化財保護条例により指定されたもの）
- 垣、よう壁
- 火災報知機、消火栓、火の見やぐら
- 送電塔、送受信塔、照明塔

また、電柱、街灯柱等には、はり紙、はり札、立て看板を表示、設置することはできません。

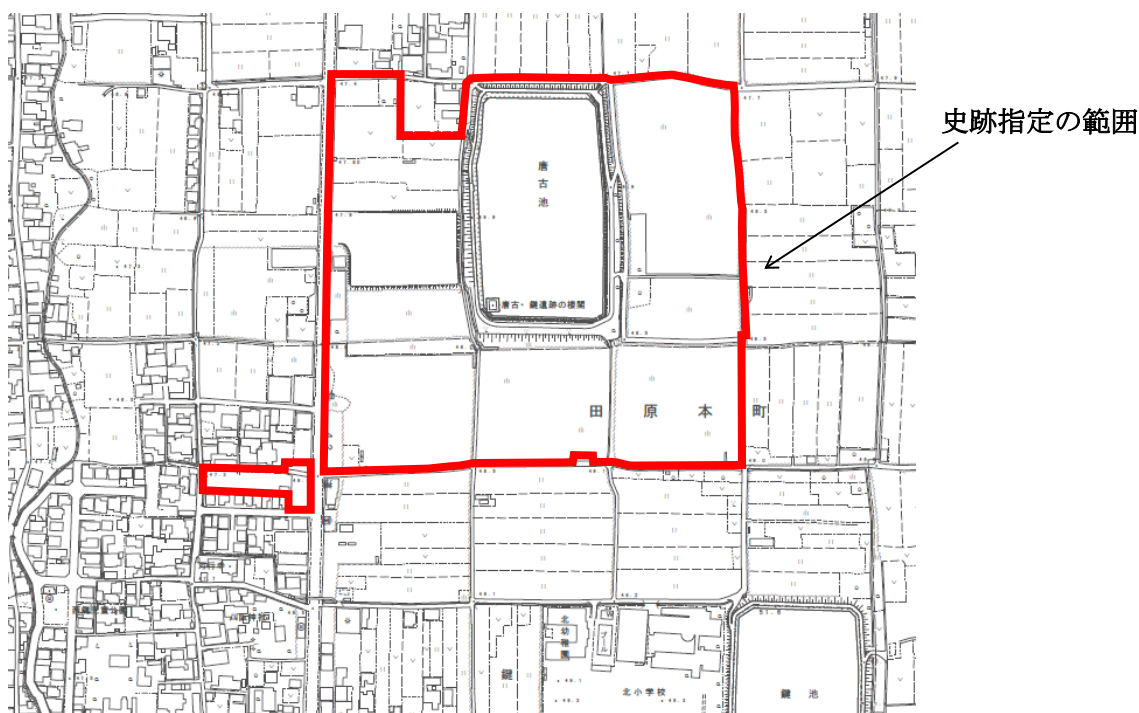
3. 規制地域

3-1. 禁止地域

次の地域には、すべての広告物および掲出物件の表示・設置が禁止されています。

- 文化財保護法により指定された地域
 - ・ 史跡 唐古・鍵遺跡（唐古）
- 奈良県文化財保護条例により指定された地域
 - ・ 史跡 黒田大塚古墳（黒田）
 - ・ 天然記念物 楠の巨樹（薬王寺・八幡神社）、村屋坐弥富都比売神社（蔵堂）
- 第1種低層住居専用地域
- 陵・墓地・火葬場
- 都市公園、県立公園

【 文化財保護法により指定された地域 】



3-2. 許可地域

上記の禁止地域を除く地域や場所に、広告物及び掲出物件^(注1)を表示・設置する場合は、前もって許可申請を行い、田原本町長の許可を得る必要があります。

許可の基準については、7ページの「Ⅳ. 許可の基準（共通の基準）」および9ページの「Ⅴ. 許可の基準（種類別の基準）」を参照ください。

(注1) 広告表示面に何も表示されていないもの（白板など）や広告表示のための枠があるものなども許可申請の対象になります。

3-3. 規制地域

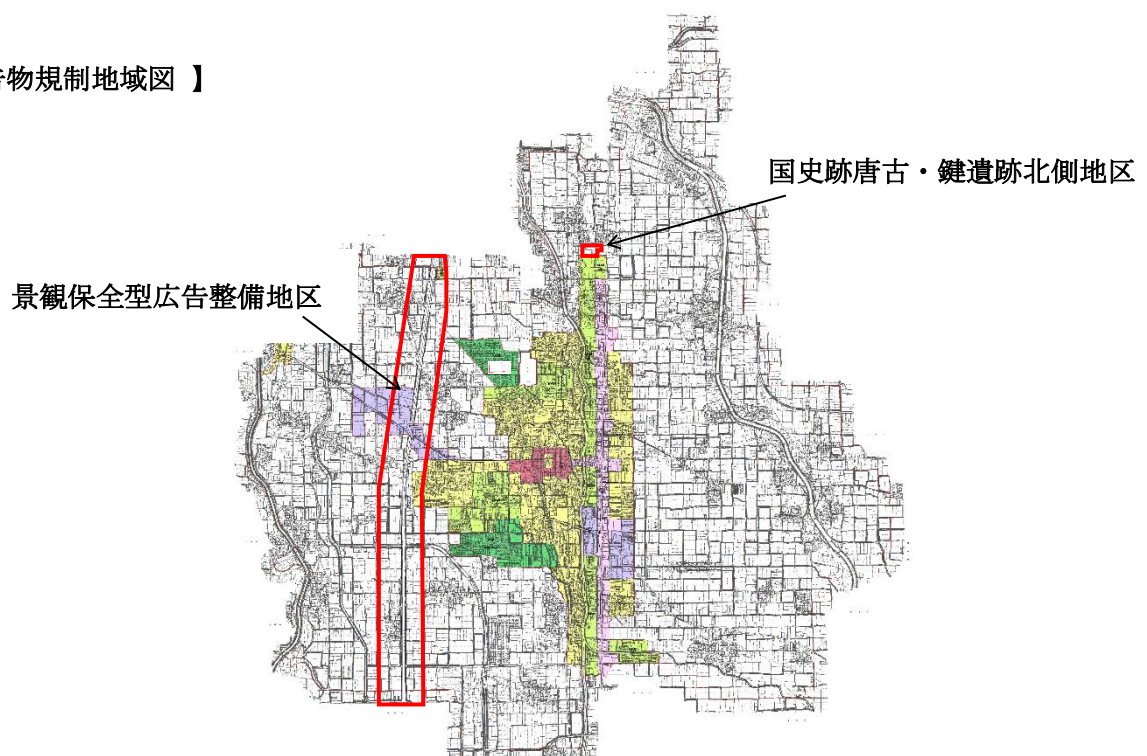
許可地域の中でも、特に景観に配慮すべき地区は「規制地域」に指定されています。この地域内で広告物および掲出物件を表示・掲出する場合は、一般の許可基準のほかに、それぞれの地域で独自に定められた許可基準を満たす必要があります。

田原本町では、「景観保全型広告整備地区」および、「国史跡唐古・鍵遺跡北側地区」が「規制地域」に指定されています。

【 規制地域一覧 】

規制地域名称		
景観保全型広告整備地区	位置	京奈和自動車道の高架部の路端から200m以内
	規制	● 地上から広告物の上端までの高さ：10m以下 ● 許可不要の以下の広告物についても届出が必要（手数料は不要） 【 届出が必要となる広告物 】 ・ 事務所や営業所等に表示する自家用広告物で、10㎡以下のもの ・ 所有地や管理地等に表示する自家用広告物で、5㎡以下のもの ・ 道標、案内板 ・ 放送業者、新聞社、通信社の発行する速報、または掲出物件
国史跡唐古・鍵遺跡北側地区	位置	国史跡唐古・鍵遺跡北側地区計画の区域内
	規制	● 屋上広告物の、地上から広告物の上端までの高さ：15m以下 ● 地区の良好な景観に配慮したものとする。 ● 点滅する光源は使用しないこと。 ● 色彩については、周囲の環境と調和したものとする。

【 広告物規制地域図 】



Ⅳ 許可の基準（共通の基準）

許可を受ける必要があるすべての広告物、掲出物件に当てはまる基準です。

1. 美観上の基準

- 市街地における広告物は、都市の環境と調和し、都市美を害さないものであること。
- 景勝地における広告物は、環境に調和した色彩と意匠のものであること。
- 広告物は、その効果の限度においてなるべく小さくすること。
- 色彩について
赤・緑・紫の「原色」又は、「原色に近い色彩」^{（注2）}を使用する場合は、使用部分を最小面積にとどめ、広告物の表示面積に占める割合を下表2に示す範囲内に収めること。
- 照明について
 - ・イルミネーション、ネオンサイン等は、点滅速度をゆるやかにすること。
 - （1秒間に1点滅（移動）以下）
 - ・サーチライトは使用しないこと。
 - ・ストロボ発光型のものは道路の上空を占用する形での設置はしないこと。

（注2） 赤・緑・紫の「原色」又は、「原色に近い色彩」とは、JIS標準色票の三属の構成で表示（マンセル値）した範囲内をいい、各々の色彩について、表1に示す色相、明度、彩度の基準を全て満たすものをいう。（どれか一つでも、基準値の範囲から外れているものは、「原色」又は、「原色に近い色彩」とは言わない。）

表1 色彩の一般基準

	色相	明度	彩度
赤（R）	1 R以上 6 R未満のもの	4 以上 6 未満のもの	8 を超えるもの
緑（G）	1 G以上 7 G未満のもの	4 以上 7 未満のもの	6 を超えるもの
紫（P）	6 P以上 9 P未満のもの	4 以上 6 未満のもの	7 を超えるもの

表2 赤・緑・紫の「原色」又は、「原色に近い色彩」の使用範囲基準

用途地域 （都市計画法第2章の規定による）	赤、緑、紫で、表1の基準を全て満たす色の 合計面積
商業地域、 近隣商業地域、 準工業地域	広告表示面積の50%以下
第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域、 市街化調整区域	広告表示面積の40%以下

2. 危害防止の基準

- 容易に腐朽、破損しない構造であること。
- 風、雪、振動等により、倒壊又は落下しないよう堅固に設置するものであること。
- 信号機、道路標識の効用に妨げないものであること。
- 一般交通の用に供する道路上に設置しないこと。

V 許可の基準（種類別の基準）

1. 屋上広告物またはこれを掲出する物件

1-1. 共通基準

- 和風建築物には屋上広告物および掲出物件を掲げないこと。
- 屋根には直接ペンキなどで表示しないこと。

1-2. 地域別基準

都市計画法第2章の規定による用途地域ごと、および前述の「規制地域」ごとに許可の基準が定められています。

屋上に広告物および掲出物件を表示・掲出するときは、どの地域に該当するかをご確認ください。

第1種中高層住居専用地域

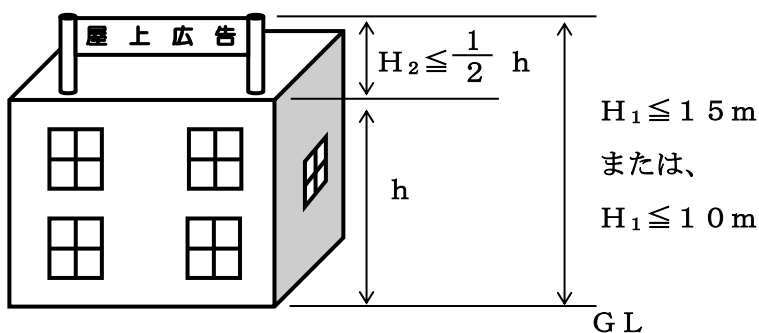
第1種住居地域

1. 広告物を掲出する高さ（ H_1 ）は15m以下とする。

※ 勾配屋根強化型地区内において、勾配屋根としない場合は、12m以下

※ 建築物の高さの限度^(注3)が10mである区域内においては、10m以下

2. 広告物自体の高さ（ H_2 ）は、建築物の高さ（ h ）の $1/2$ 以下とする。



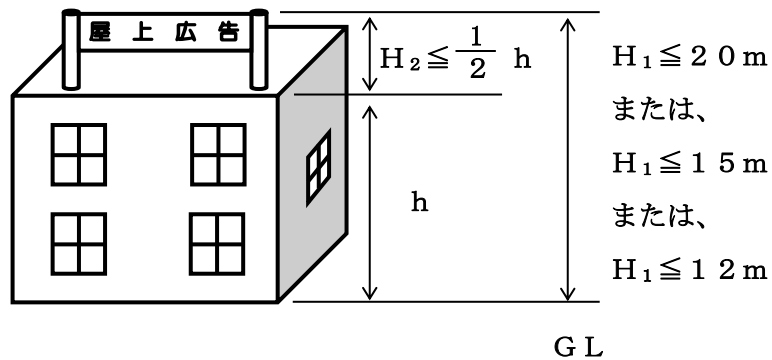
近隣商業地域

1. 広告物を掲出する高さ (H_1) は20m以下とする。

※ 建築物の高さ^(注3)の限度が15mである区域内においては、15m以下

※ 勾配屋根強化型地区内において勾配屋根としない場合は、12m以下

2. 広告物自体の高さ (H_2) は、建築物の高さ (h) の $1/2$ 以下とする。



商業地域

【 建築物の高さ^(注3) (h) < 15mの場合 】

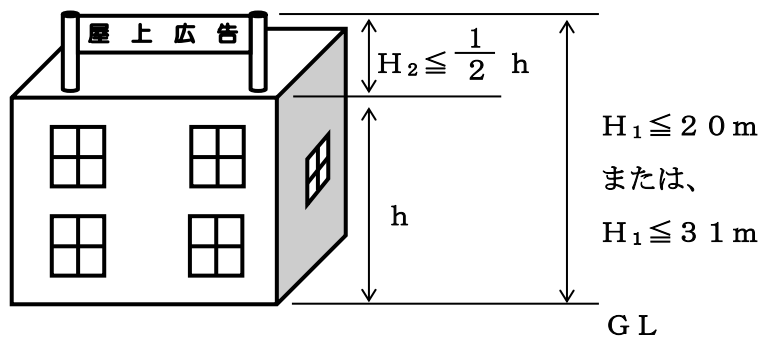
1. 広告物を掲出する高さ (H_1) は20m以下とする。

2. 広告物自体の高さ (H_2) は、建築物の高さ (h) の $1/2$ 以下とする。

【 建築物の高さ (h) $\geq$ 15mの場合 】

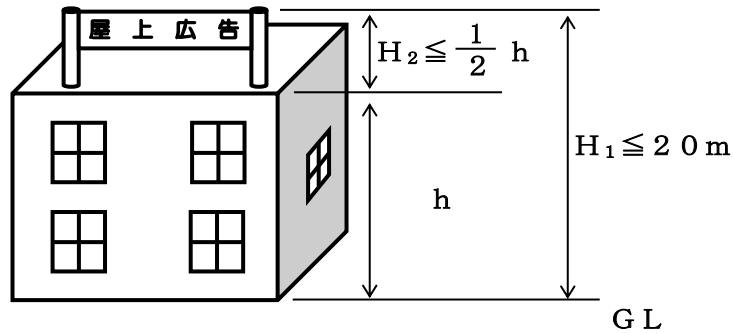
1. 広告物を掲出する高さ (H_1) は31m以下とする。

2. 広告物自体の高さ (H_2) は、建築物の高さ (h) の $1/2$ 以下とする。



準工業地域

1. 広告物を掲出する高さ (H_1) は20m以下とする。
2. 広告物自体の高さ (H_2) は、建築物の高さ^(注3) (h) の1/2以下とする。



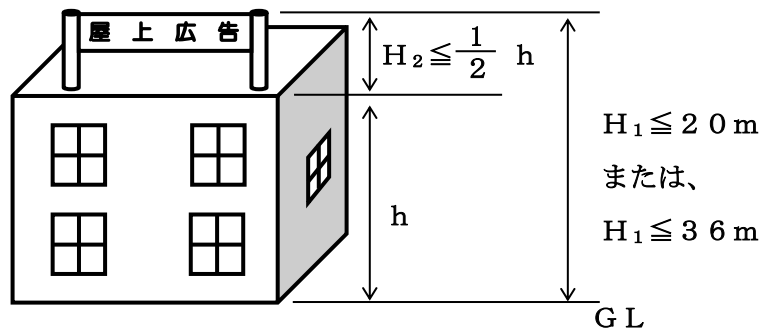
市街化調整区域

【 建築物の高さ^(注3) (h) < 15mの場合 】

1. 広告物を掲出する高さ (H_1) は20m以下とする。
2. 広告物自体の高さ (H_2) は、建築物の高さ (h) の1/2以下とする。

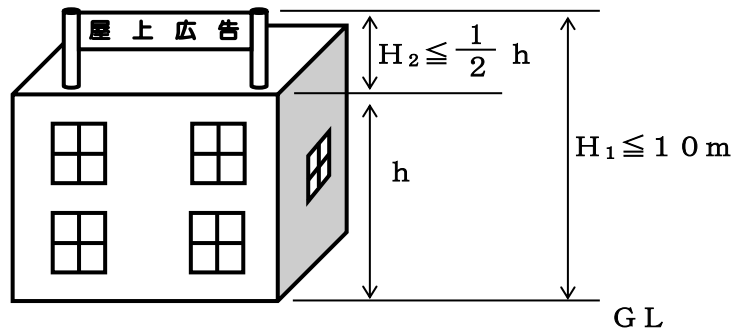
【 建築物の高さ (h) $\geq$ 15mの場合 】

1. 広告物を掲出する高さ (H_1) は36m以下とする。
2. 広告物自体の高さ (H_2) は、建築物の高さ (h) の1/2以下とする。



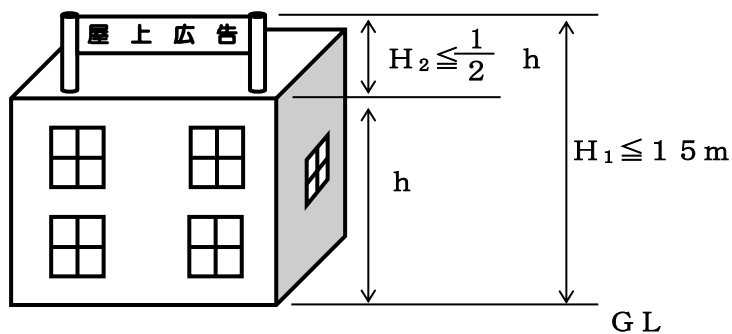
景観保全型広告整備地区

1. 広告物を掲出する高さ (H_1) は10m以下とする。
2. 広告物自体の高さ (H_2) は、建築物の高さ^(注3) (h) の1/2以下とする。



国史跡 唐古・鍵遺跡北側地区

1. 広告物を掲出する高さ (H_1) は15m以下とする。
2. 広告物自体の高さ (H_2) は、建築物の高さ^(注3) (h) の1/2以下とする。



(注3) 建築物の高さ (h) とは、建築基準法上の「建築物の高さ」をいう。

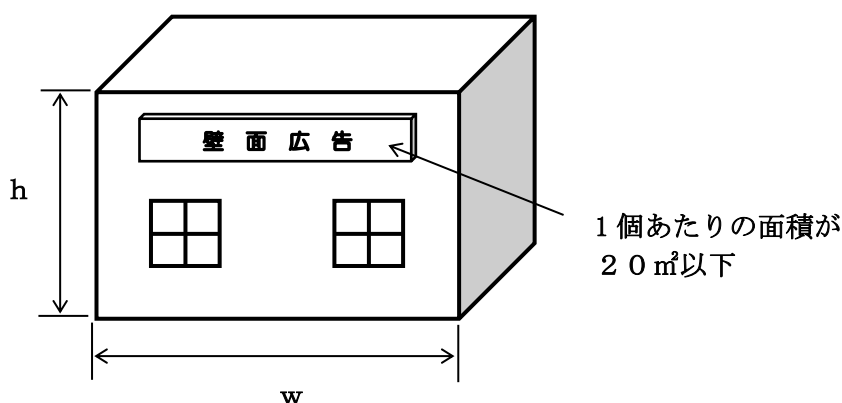
2. 軒下広告物またはこれを掲出する物件

2-1. 壁面に表示・掲出するもの

1. 広告1個あたりの面積は、20㎡以下とする。
2. 同一壁面^(注4)に表示・掲出する広告物は、3個以下とする。
(ただし、複合施設などで、広告物によって申請者が異なる場合は、申請者毎に1壁面3個以下)
3. 同一壁面に表示する広告物の総面積は、表示する壁面の面積($s = w \times h$)の3分の1以下にすること。

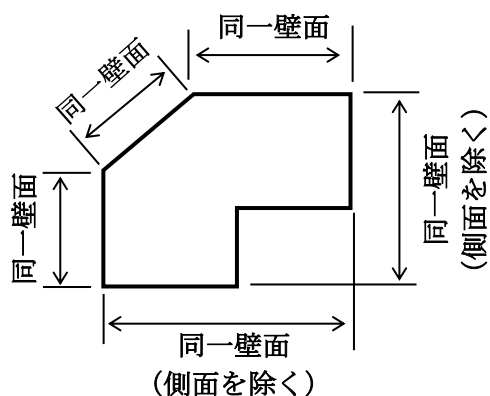
※ 複合施設等では、申請者の同異によらず、同一面の全ての広告物の面積の和が、上記の範囲内であること。

同一壁面に表示・掲出する広告物の計数方法については、14ページ参照



(注4) 同一壁面の考え方

< 広告物を掲出する物件が矩形のとき >

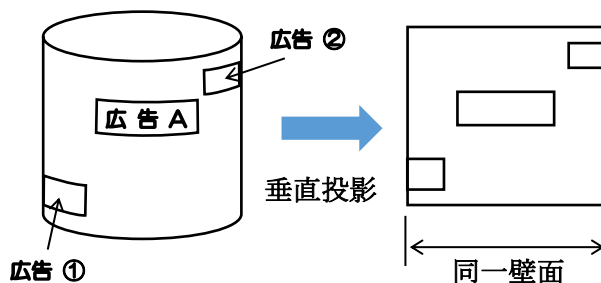


【建物平面図】

※ただし、店舗等で入り口が突き出している場合は、入り口部分と店舗部分を別壁面として取り扱う。

< 広告物を掲出する物件が円形などのとき >
1つの広告を中心とした垂直投影面を同一壁面とする。

(例) 広告Aを中心とした場合の同一壁面



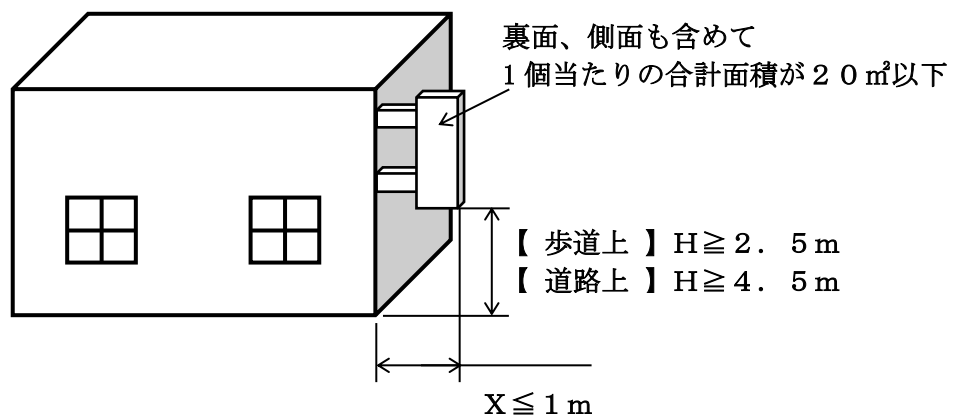
【アイソメ図】

【垂直投影図】

※各々の広告物を中心とした垂直投影面それぞれに3個以下とする。

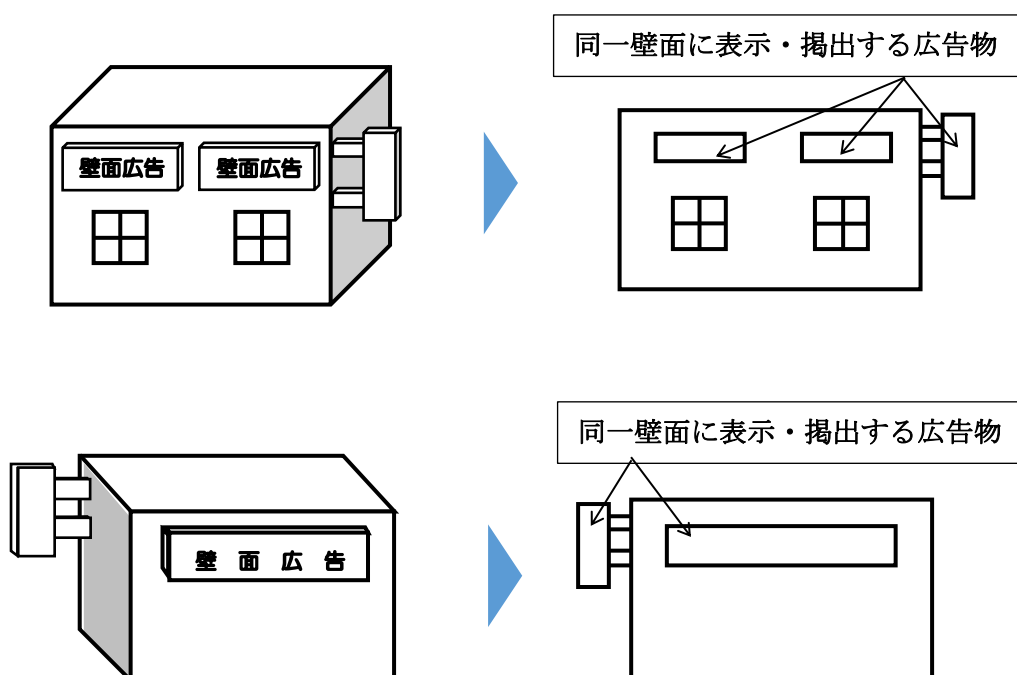
2-2. 壁面から突出して表示・掲出するもの

1. 広告1個あたりの面積（裏面、側面も含む表示面全ての合計面積）は、 20 m^2 以下とする。
2. 同一壁面に表示・掲出する広告物^(注5)は、3個以下とする。
(ただし、複合施設などで、広告物によって申請者が異なる場合は、申請者毎に1壁面3個以下)
3. 壁面から突出する幅(X)は、1 m以下とする。
4. 広告物を掲出する高さ(H)は、歩道上に掲出する場合は 2.5 m 以上、道路上に掲出する場合は 4.5 m 以上とすること。



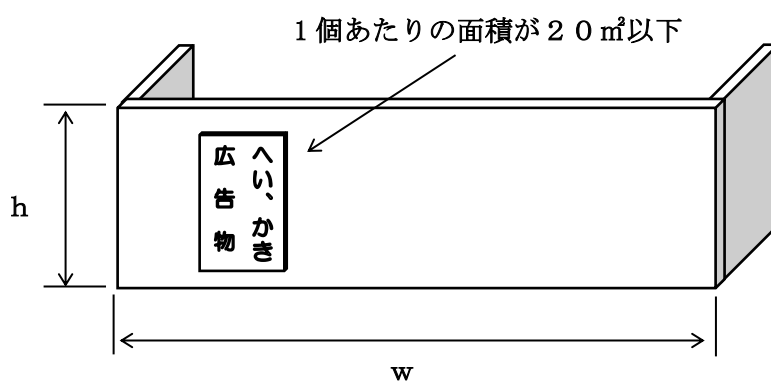
(注5) 「同一壁面に表示・掲出する広告物」の考え方

表示面方向の壁に対して1個と数えることとし、壁面広告と併せて3個以下とする。



3. へい及びかき広告物またはこれを掲出する物件

1. 広告1個あたりの面積は、20 m²以下とする。
2. 同一壁面に表示・掲出する広告物は、3個以下とする。
3. 同一壁面に表示する広告物の総面積は、表示する壁面の面積（ $s = w \times h$ ）の3分の1以下にすること。
4. 土べいに設けないこと。
5. 広告物の上端は、へいの上端を超えないこと。



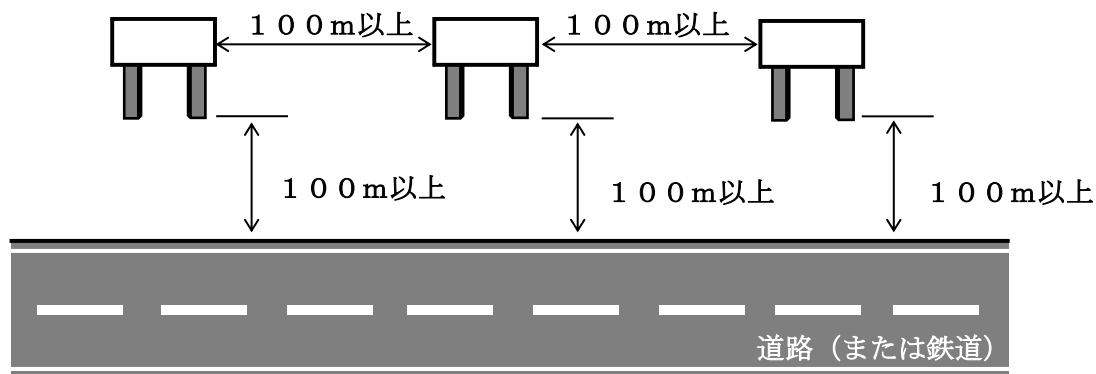
「同一壁面」の考え方については、13ページ参照

「同一壁面に表示・掲出する広告物」の考え方については、14ページ参照

4. 広告塔及び建植広告物またはこれらを掲出する物件

4-1. 共通の基準

鉄道や道路に対して設置する場合、当該鉄道または道路から100m以上離れた位置に設置すること。また、広告物同士の距離を100m以上離すこと。



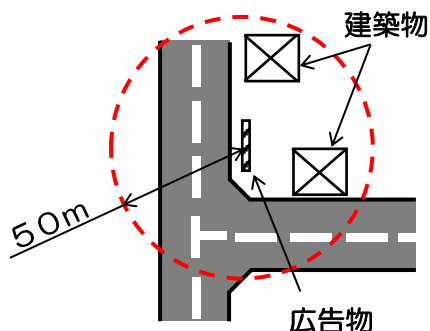
ただし、以下のいずれかに該当する場合は、この制限は適用しない。

- 自家用広告物として表示するもの（※自社商品であっても商品名の表示は除く）
- 鉄道の構内において表示するもの
- 市街化区域において表示するもの
- 市街化調整区域のうち、市街地と見なすことができる場所（注6）において表示するもの

（注6） 広告物設置場所側の沿道で、かつ広告物を中心とした半径50m以内に建築基準法第2条に規定される建築物が存在する場所をいう。

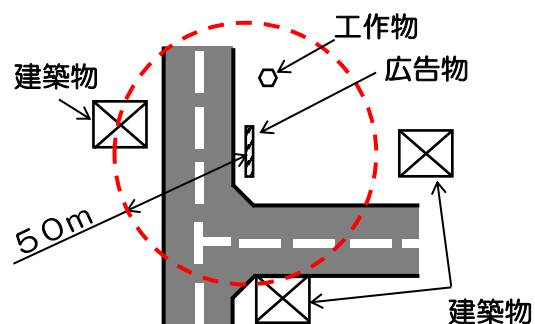
<市街地と見なすことができる場合>

- ・「同じ側の沿道」、「半径50m以内」の両方に該当する場合
- ・交差点付近では、「同じ側の沿道」はどちらの道でもよい。



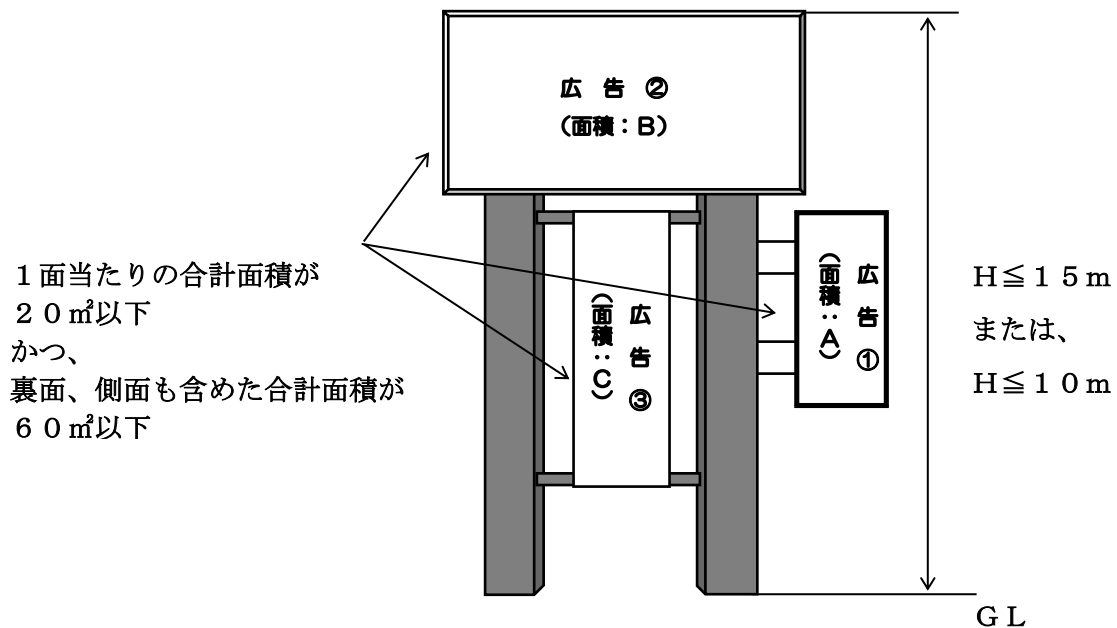
<市街地と見なすことができない場合>

- ・「同じ側の沿道」、「半径50m以内」のどちらか一方でも該当していない場合
- ・「同じ側の沿道」、「半径50m以内」の両方に該当するが建築基準法上の建築物でない場合



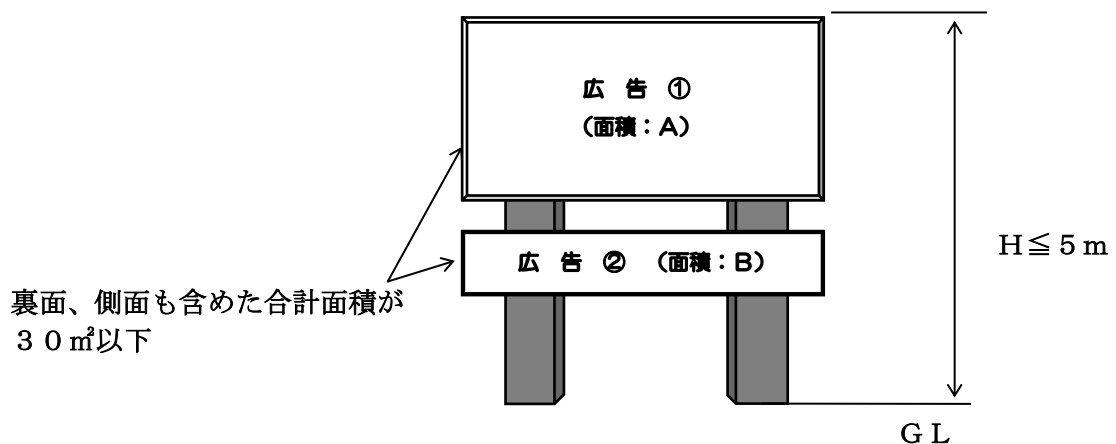
4-2. 広告塔またはこれを掲出する物件

1. 広告1面あたりの合計面積 S ($S=A+B+C$) は、 20 m^2 以下とする。
2. 表示面全て（裏面・側面を含む）の合計面積は、 60 m^2 以下とする。
 - ※ 広告塔の支柱の間に掲げる広告幕も表示面積に含める。
 - ※ 集合的な広告塔では、申請者の同異によらず、全ての広告物の面積の和が、上記の範囲内であること。
3. 広告物の高さ（ H ）は、広告物が鉄骨造の場合は 15 m 以下、木造の場合は 10 m 以下とする。



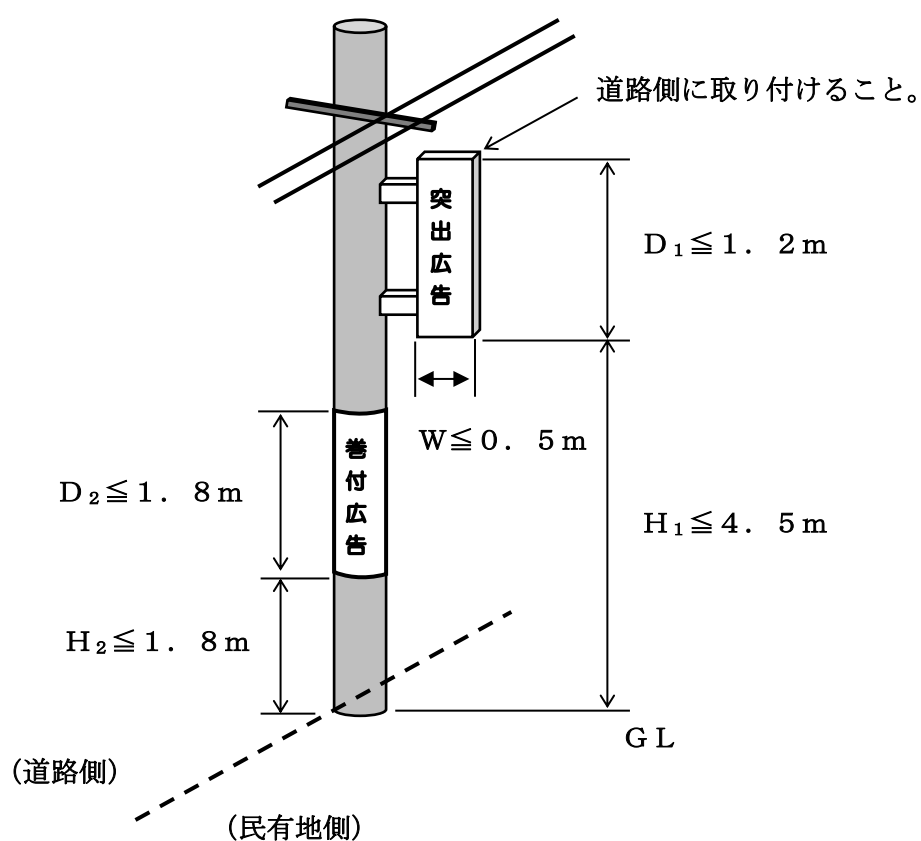
4-3. 建植広告物またはこれを掲出する物件

1. 表示面全て（裏面、側面を含む）の合計面積 S ($S=A+B$) は、 30 m^2 以下とする。
2. 広告物の高さ（ H ）は、 5 m 以下とする。



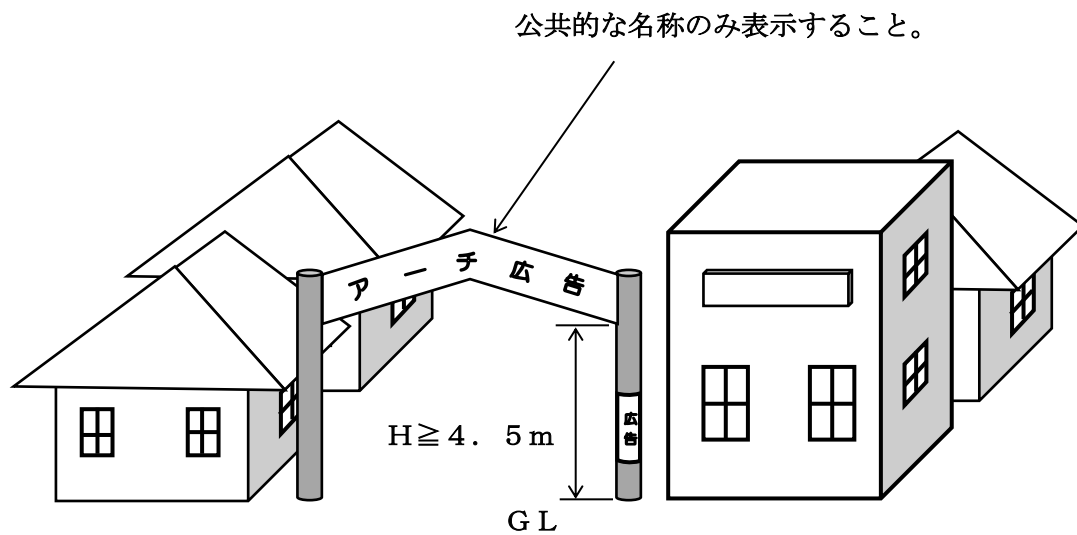
5. 電柱広告物（突き出し広告、巻き付け広告）

1. 電柱1本あたりに掲出できる広告の数は、突き出し広告、巻き付け広告それぞれ1個までとする。
2. 突き出し広告の大きさは、縦（ D_1 ）1.2 m以下、幅（ W ）0.5 m以下とする。
3. 突き出し広告の掲出する高さ（ H_1 ）は4.5 m以上とし、道路と反対側に取り付けること。
4. 巻き付け広告の大きさは、縦（ D_2 ）1.8 m以下とする。
5. 突き出し広告を掲出する高さ（ H_2 ）は1.8 m以上とする。



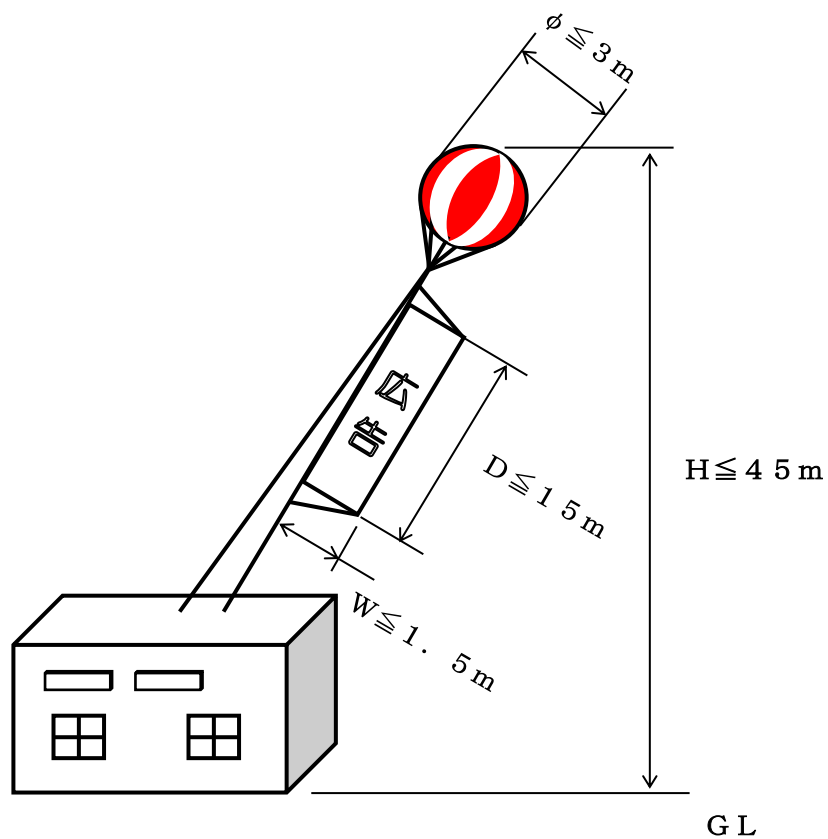
6. アーチ広告物

1. アーチ広告物を掲出する高さ（H）は4.5 m以上とする。
2. アーチ上部には、地名、商店街名など公共的な名称のみ表示すること。
2. 上記以外の広告物は、支柱部に掲出すること。



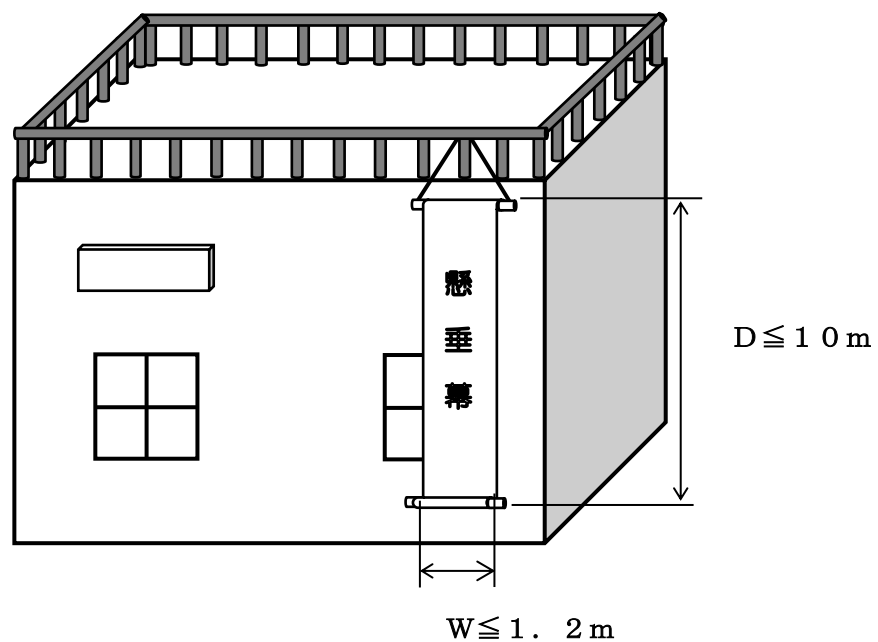
7. 気球広告物またはこれを掲出する物件

1. 気球の高さ (H) は4.5 m以下とする。
2. 気球の直径 (φ) は3 m以下とする。
3. 広告物の大きさは、縦 (D) 1.5 m以下、幅 (W) 1.5 m以下とする。
4. 電線、煙突、建築物等に触れないこと。
5. 広告面にネットを使用すること。
6. 風速5 m以上の時は掲揚しないこと。
7. 気球に補助網を設けること。



8. 広告幕（懸垂幕、横断幕、旗、のぼり等）またはこれらを掲出する物件

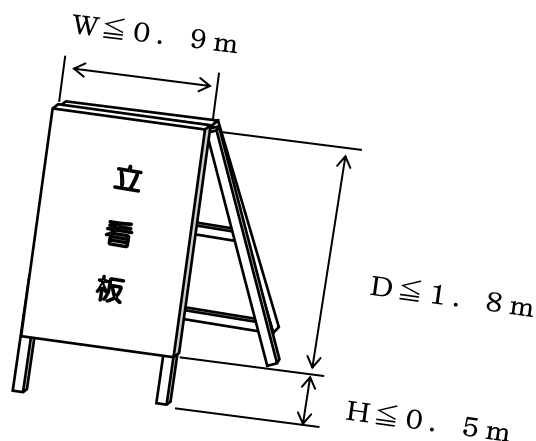
1. 懸垂幕の大きさは、縦（D）10m以下、横（W）1.2m以下とする。
2. 幕の外周には、風圧に耐えられる太さのロープを入れること。
3. 横断幕は、繁華街においてのみ掲げること。
4. 旗、のぼり等は祭日、縁日、臨時興行、大売出しのほか、商店街の慣習として認められている場合に限る。



9. 立看板、はり札、はり紙

9-1. 立看板

1. 立看板の表示面の大きさは、縦（D）1.8m以下、横（W）0.9m以下とし、脚部の高さ（H）は0.5m以下とする。
2. 設置する期間は、2ヶ月以内とする。



9-2. はり札、はり紙

●はり札

1. はり札は、面積（S）が0.5㎡以下とする。

●はり紙

1. はり紙は、面積（S）が1.0㎡以下とする。ただし、掲示板に掲出する場合は除く。
2. 新聞紙に墨書き、絵の具書きしたもの等は掲出しないこと。

VI 許可を受けずに表示できる広告物

1. 適用除外

自家用広告や自家用広告物以外の一部の広告物は、規定の範囲内において条例の適用が除外されており、許可を受けずに表示することができます。詳しくは田原本町にご相談ください。

1-1. 禁止地域、禁止物件、許可地域において、許可を受けずに掲出できる広告物

●自家用広告物で、次の基準に適合するもの

区分 地域	事務所、営業所等に表示するもの	所有地、管理地等に表示するもの
田原本町全域	10㎡以下	5㎡以下

- 公職選挙法その他の法令に定めるところにより行う選挙運動、または野党その他の政治団体の選挙における政治活動のために表示されるもの
- 他の法令の規定により表示を認められたもの、または義務付けられたもの
(道路法に基づく道路標識、建築基準法に基づく確認の表示等)
- 国、公共団体または知事が認める公共的団体が、その事務または事業に関して、主として公共の利益のために表示するもの
- 講演会、講習会、展覧会、音楽界などに関するもので、その会場の敷地内に表示するもの
- 車両に表示されるもの
- 社寺、教会が、宗教行事のために表示するもの
- 年中行事のため主催者が表示するもの
- 冠婚葬祭のためにするもの
- 公益の利益のために国又は地方公共団体に寄附した物件の一部に表示するもので、当該物件の立面積の十分の一以内の表示面積のもの

1－2．禁止地域、許可地域において、許可を受けずに掲出できる広告物

● 道標、案内板で次の基準に適合するもの

種類	広告物の設置基準
道標	・表示面積が、縦（D）0.4m、横（W）1.05m以下
案内板	・重要文化財、史跡名勝天然記念物（仮指定を含む。）、奈良県指定文化財の紹介・案内を目的とするもの ・表示面積が5㎡以下

※電柱、街灯柱及びこれらに類するものには掲出できません。

1－3．許可地域において、許可を受けずに掲出できる広告物

●放送事業者、新聞社、通信社の発行する速報、又はこれを掲出する物件

●短期間の表示、又は設置で次の基準に適合するもの

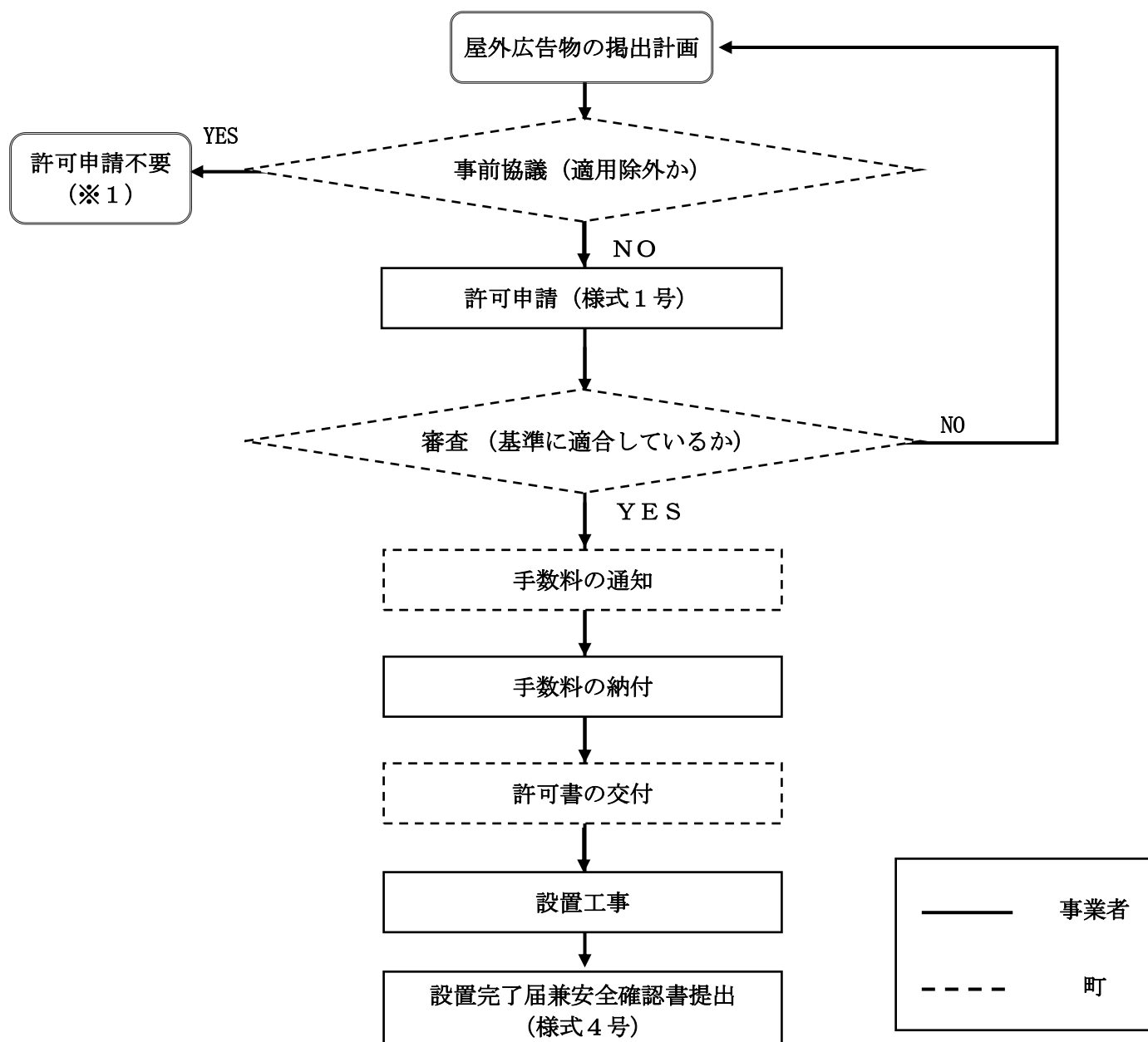
- ・広告面に表示期間と責任者の住所・氏名を明記した面積0.5㎡以下の広告物で、表示期間が一週間以内もの
- ・一定の場所を定めて設置する広告物を掲出する物件（自治会の掲示板等）に表示する広告物で、表示期間が二週間以内のもの

VII 許可の手続き

1. 許可申請の流れ

新規に屋外広告物を表示し、又は掲出する物件を設置する場合は、下記の手順で申請の手続きを行ってください。

※ 申請書を提出いただいてから許可書の発行までにおよそ1ヶ月かかります。



※1

『景観保全型広告整備地区』の場合、届出が必要な場合があります。（6ページ参照）

2. 許可申請に必要な書類

● 必ず添付が必要なもの

▲ 場合により添付が必要なもの

申請・届出の種類 提出書類	新規申請	変更		継続申請	除却	届出	備考
		意匠・構造	住所・氏名				
広告物許可申請書 (様式第1号)	●						
景観保全型広告整備地区 屋外広告物設置届 (様式第2号)						● ※1	※1 京奈和自動車道の高架部の路端から200m以内の地域で、許可不要の広告物を掲出する場合 (6ページ参照)
広告物変更許可申請書 (様式第3号)		●					
広告物継続許可申請書 (様式第5号)				●			
住所氏名変更届 (様式第8号)			●				
屋外広告物撤去届 (様式第9号)					●		
付近見取図	●					●	
図面等	●	▲		▲		●	色彩・意匠を示す図面、配置図、平面図、立面図、構造図など。 変更申請の場合は、変更内容が確認できるものを添付
確認済証・確認申請書の写し	▲	▲					建築物の高さを示す必要がある場合等に添付
道路占用の許可書の写し	▲	▲		▲			道路占用許可が必要な場合のみ添付
屋外広告業者登録通知書の写し	●	▲	▲	▲		●	施工者には、奈良県に屋外広告業の登録がある業者を選任してください。
委任状	▲	▲	▲	▲		▲	申請者以外の者が手続きをする場合は添付
返信用封筒(長3)	●	●	▲	●	▲	▲	新規申請時は、長3、角2サイズのものを1つつ添付
提出部数	2部	2部	1部 ※2	2部	1部 ※2	1部 ※2	※2 副本の還付が必要な場合は、返信用封筒を添付の上、2部提出

Ⅶ 許可の手数料と許可期間

許可手数料については、「田原本町手数料条例」に基づき、規定されております。

種類	手数料		期間
屋上広告物、軒下広告物、 広告塔、建植広告物、 へい、かき広告物、 アーチ広告物	5㎡までごと	1,500円	3年以内
気球広告物	1個	1,000円	1年以内
広告幕	1個	500円	1年以内
電柱広告物	5個までごと	1,000円	1年以内
立看板	5個までごと	1,000円	2ヶ月以内
はり札	5個までごと	500円	1年以内
はり紙	100枚までごと	500円	1ヶ月以内

IX 表示する者の義務と罰則

1. 表示する者の義務

1-1. 許可の表示

許可を受けた広告物には、許可の際に交付する許可済証（シール）を貼付すること。
構造上、貼付が困難な広告物については、許可済証を保管しておくこと。

1-2. 管理の義務

設置者または、管理者は、表示または設置した広告物を、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

1-3. 撤去の義務

許可期限が満了したときまたは、広告物を表示する必要がなくなったときは、その表示者または、申請者は責任をもって撤去すること。

2. 罰則の適用

許可が必要なのに許可を受けなかったり、禁止されている地域や物件に表示したりして、条例に違反したときは、50万円以下の罰金に処せられます。

X 屋外広告物業について

1. 屋外広告物業の登録

屋外広告業とは、屋外広告物の表示または、広告物を掲出する物件の設置を行う営業を言います。奈良県内で屋外広告業を営むには、あらかじめ知事に届出を行い、登録を受ける必要があります。（許可申請の施工者に該当する者には、奈良県の屋外広告業の登録を受けた者を指定する必要があります。）

登録を受けていない業者は、県内で屋外広告物を施工、設置することができません。法と条例に違反した者は、登録取り消しなどの処分を受けることがあります。

2. 業務主任者の選任義務

屋外広告物業者は、登録を受ける営業所ごとに、屋外広告物士など資格等の要件を満たす者から業務主任者を選任し、法令規定の遵守や安全確保、帳簿記載等の業務の統括に関することを行わせなければなりません。詳しくは、奈良県 水環境・森林・景観環境部 景観・自然環境課にお問い合わせください。

〒 6 3 6 - 0 3 9 2

奈 良 県 磯 城 郡 田 原 本 町 8 9 0 - 1

田原本町 産業建設部 まちづくり建設課

T E L : 0 7 4 4 - 3 2 - 2 9 0 1 (代)

F A X : 0 7 4 4 - 3 2 - 2 9 7 7

E-mail : mati@town.tawaramoto.nara.jp

令和 4年9月 修正
平成28年7月 作成